

天津市人民政府弁公庁

天津市のファイナンスリース業発展を加速することに関する実施意見

トランザクションバンキング部

2015年1月28日、天津市人民政府は、「天津市のファイナンスリース業発展を加速することに関する実施意見」(津政弁発〔2015〕2号)(以下、実施意見)を公布しました。

1. 経緯

天津市は2012年8月より天津東疆保税港区においてのみファイナンスリース貨物の輸出税金還付政策を全国に先行して試行する¹など(2014年10月1日より全国に拡大)、従前よりファイナンスリースに対する独自の取り組みを図ってきました。本実施意見では「ファイナンスリース等の特定金融サービス業」を天津市の重点産業分野と位置付け、今後の天津市におけるリース業の健全かつ持続的な発展を図っています。

天津市は2014年12月28日の全国人民代表大会常務委員会において、広東省、福建省とともに新たな自由貿易試験区の設置が認められています²。今後、天津市では自由貿易試験区を含め、本実施意見に基づいて独自のリース業に関連する改革が展開されるものと思われます。

2. 実施意見の主要内容

実施意見は「行政サービスの向上」、「リース契約の権利保護体制構築」、「金融面のサポート」、「仲介機構・産業協会の活用」の計4分野、27項目から構成されます。内容には既に上海自由貿易試験区などで開放が進んでいる項目も数多く含まれますが、天津市独自の取り組みも見られます。

(1) 行政サービスの向上

東疆保税港区における航空機リース制度刷新(図表1:No2)や医療設備リース業務の要件緩和(図表1:No5)などが独自の取り組みとして注目されます。

【図表1:「実施意見」における行政サービス】

No	推進項目	主要政策
1	ファイナンスリース業の発展促進	✓ ファイナンスリース業を天津市の重点産業に位置付け、各関連部門は協調して行政効率の向上とサービスの最善化に取り組む
2	東疆保税港区における制度刷新	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 条件を満たすファイナンスリース会社によるプロジェクト子会社新設時の最低登録資本金制限は設けない ✓ 航空機リース会社について、以下を許可 <ul style="list-style-type: none"> ・絶対的持株方式による単一航空機プロジェクト会社の新設 ・同一親会社に所属する単一航空機プロジェクト会社が親会社の住所と同一の住所で住所集中登記を行うこと ・航空機専業子会社を設立し、当該子会社を用いて複数の航空機プロジェクトの継続経営を行うこと
3	リースバック業務における所有権登記	<ul style="list-style-type: none"> ✓ リース物件の所有権について変更/移転/譲渡の登記申請を義務化 ✓ 各登記主管部門は、登記プロセスを簡素化

¹ 「天津市東疆保税港区におけるファイナンスリース貨物輸出の税金還付政策」(国家税務総局公告2012年第39号/2012年8月)

² 中国(天津)自由貿易試験区は、天津市内3つの地域(天津港エリア、天津空港エリア、濱海新区中心商務エリア)から構成される。

4	リース貨物の輸出入における通関利便化	<ul style="list-style-type: none"> ✓ グリーンゲート(優先手続き)による通関スピードの短縮化 ✓ リース貨物の属地申告、検問所通関を実施
5	医療設備リース業務の許可要件緩和	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 医療器械設備リース業務を申請する際の許可要件を緩和 <ul style="list-style-type: none"> ・(撤廃)経営場所の建物の属性と倉庫設立等の要求 ・(緩和)従業員の専門性、業務経歴等の条件 ✓ 毎年少なくとも一回の現場或は書面検査を実施
6	ファイナンスリース会社の ODI 促進	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 域外でのプロジェクト会社と専門子会社の設立審査を緩和。審査批准(認可)手続きを簡素化し、特別業種以外の設立は3営業日以内に許可
7	航空機リース会社の 税収優遇	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 航空機購入時の売買契約印紙税の免除 ✓ 域外へのファイナンスリース業務を行う上での輸出免税優遇措置はプロジェクト毎に報告して許可を得る必要有り
8	リース貨物輸出の 税金還付	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 東疆保税港区のファイナンスリース貨物輸出の税金還付政策における試行措置を推進 ✓ 輸出税金還付の処理時間は10営業日
9	新エネルギー自動車への財政補助	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 購入する特定の新エネルギー車に対し、地方財政と中央財政が1:1の比率で財政補助
10	リース会社の上場、開業時の財政補助	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 条件に合致した地場会社に対し、特定項目における補助を一括で支給

(2)リース物件登記公示制度の整備

天津市では、契約当事者の権利保護を図るべくリース物件の所有権帰属を照会できる体制構築を進め、各情報プラットフォームを利用した登記・公示照会システムの構築が図られることとなります。

【図表2:登記・信用調査公示サービスの制度化／一部抜粋】

No	推進項目	内容
1	リース物件の保護	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 関連当事者の権益保護に努め、リース物件の所有権登記、情報開示の公示調査を行うことを義務化
2	中国人民銀行の企業信用調査システムサービスの活用	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 金融リース会社には、人民銀行の企業信用調査システムに接続することにより、企業の基本情報、財務情報、貸付違約情報等の調査を義務化
3	動産融資統一登記プラットフォームの活用	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 「中征動産融資統一登記プラットフォーム³」にてファイナンスリース物件の登記、リース料等の売掛金への抵当、譲渡登記を義務化
4	市場主体信用情報公示システムの活用	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 当該情報公示システムを通じて動産抵当登記情報の調査が可能に

(3)ファイナンスリース業務促進における金融面でのサポート

天津市は、ファイナンスリース業務に的を絞って、以下の金融政策を改めて発表しています。

【図表3:金融政策／一部抜粋】

No	推進項目	金融政策
1	直接金融による資金調達	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 直接金融を活用した資金調達を積極的に支持 <ul style="list-style-type: none"> ・金融債券、短期融資証券、資産証券化などの方法による調達 ・資本市場への上場による調達 ・全国中小企業持分譲渡システム(上場条件に満たさない中小企業が店頭取引で資金調達を行う取引市場)などへの公開による調達 ・持分投資ファンド、創業投資ファンド等からの資金流入
2	売掛金の活用による資金調達	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 「中征売掛金融サービスプラットフォーム⁴」を利用して売掛金を活用した資金調達業務を展開することを支援 ✓ 売掛金質権及び売掛金譲渡による資金調達において権利帰属を「中征動産融資統一登記プラットフォーム」上に登記公示することを義務化

³ 「人民銀行征信中心」(Credit Reference Center/人民銀行により2006年3月設立)と天津濱海新区政府により2011年12月に設立された「中征動産投資服務有限公司」が運営する情報登記公示システム。詳細はHP中登網 www.zhongdengwang.comを参照。

⁴ 脚注3と同じサイト内にあるプラットフォームの1つ。

3	クロスボーダー保証 業務	✓ 対外保証を差し入れる場合の外管局における事前審査は不要 ⁵
4	外貨建て資本金の 自由元転	✓ 濱海新区で登記した外資ファイナンスリース会社は外貨建て資本金の自由人民元転を可能に(自由人民元転比率は暫定 100%) ⁶

(4) 仲介機構と産業協会の活用

本実施意見では、仲介機構と産業協会が果たす役割も示しています。ファイナンスリース会社の税務登記や税還付申請等の業務を代行する仲介機構は、ファイナンスリース会社と同様の利便性を享受することが可能となります。また、産業協会⁷は、航空機、医療機器などの各種専門リース協会の設立や産業規則の制定などを推進する役割として位置付けられています。

3. 上海自由貿易試験区との比較

参入要件は東疆保税港区においてのみ緩和されていますので注意が必要です。また、資本金の自由人民元転は濱海新区において実施されていますが、天津市の他地域へと拡大していない点にご留意下さい。

【図表 4: 上海自由貿易試験区の従来規定と本実施意見との比較】

No	項目	天津市(本実施意見)	上海自由貿易試験区
1	参入要件	(東疆保税港区における取り組み) ✓ 航空機リース会社について、以下を許可 ・絶対的持株支配方式による単一航空機プロジェクト会社 新設 ・同一親会社に所属する単一航空機プロジェクト会社が 親会社住所と同一の住所で住所集中登記を行うこと ・航空機専業子会社を設立し、当該子会社を用いて複数 の航空機プロジェクトの継続経営を行うこと ✓ リース企業の設立、登記、備案(届出) 手続を制限 時間内で完了	—
2	業務要件 緩和	✓ 医療器械設備リース業務を申請する際の許可 要件を緩和 ・(撤廃) 経営場所の建物属性、面積と倉庫設立等の要件 ・(緩和) 従業員の学歴、専門、業務経歴等の条件	—
3	輸出入通関 利便化	✓ グリーンゲートによる通関スピードの短縮化 ✓ クロスボーダーリース遠隔地監督管理モデルを 刷新、属地申告、検問所通関を実施	—

⁵ 「クロスボーダー外貨管理規定」(匯発2014年第29号/2014年5月)により手続きは簡素化。本実施意見によりファイナンスリース会社における取り扱いが明示されています。

⁶ 「国家外貨管理局の一部地域における外資企業の外貨資本金元転管理方式改革試行を展開する関連問題についての通知」(匯発2014年第36号/2014年8月)により、外貨資本金の自由元転対象地域は上海自由貿易試験区に加え、全国16エリア(天津濱海新区を含む)へと拡大しています。

⁷ 監督部門: 天津市商務委員会により2005年9月に発足。

4	航空機 リース税収 優遇	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 航空機購入段階での売買契約印紙税の免除 ✓ 域外ファイナンスリース業務の輸出免税はプロジェクト毎に許可取得 ✓ 25t 以上かつ国内航空会社にリースする航空機に対し、輸入増値税の優遇政策を適用 	<p style="text-align: center;">—</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 域外で購買する25t 以上かつ国内航空会社にリースする航空機に対し、輸入増値税の優遇政策を適用。 財関税[2013]75号
5	輸出税還付	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 輸出税金還付の処理時間は10営業日 ✓ 東疆保税港区のファイナンスリース貨物輸出の税金還付政策を普及 	<p style="text-align: center;">—</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 自由貿易試験区においても税金還付政策を適用。 国発[2013]38号 ✓ その後、財税[2014]62号により全国適用。
6	外貨資本金 自由元転	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 濱海新区に登録した外資ファイナンスリース会社の外貨資本金は全額での自由人民元転が可能に (濱海新区以外は適用地域に指定されず) 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 外貨資本金の自由人民元転。上海匯発[2014]26号 ✓ その後、匯発[2014]36号により全国16エリアに拡大。
7	外貨管理	—	<ul style="list-style-type: none"> ✓ リース物件の購入原資の50%以上が域内外貨借入もしくは外貨外債の場合、域内で外貨建のリース料を受取ることが可能。 上海匯発[2014]26号

本実施意見により、天津市において積極的にファイナンスリース業を推進する方針であることは読み取れますが、示された内容には、具体的な解釈や実務取り扱いについて明らかになっていない点もございます。天津市における運用が他の地域に拡大することも考えられることから、引き続き動向を注視して参ります。

以上

以下は、中国語原文と日本語参考訳です。

中国語原文	日本語参考訳
<p>天津市人民政府办公厅关于加快我市融资租赁业发展的实施意见 (津政办发〔2015〕2号)</p> <p>各区、县人民政府，各委、局，各直属单位： 为贯彻落实《国务院关于加快发展生产性服务业促进产业结构调整升级的指导意见》(国发〔2014〕26号)、《国务院办公厅关于加快飞机租赁业发展的意见》(国办发〔2013〕108号)精神和市人民政府关于促进租赁业发展的决策部署，扩大我市飞机租赁等融资租赁业务规模，促进融资租赁业持续稳定健康发展，经市人民政府同意，现提出如下意见：</p> <p>一、提高行政效率，全面搞好服务</p> <p>(一) 转变政府职能，提高行政效率。将融资租赁业列为我市重点产业优先发展，为融资租赁企业提供便利化服务，发挥融资租赁业支持实体经济发展的作用。充分发挥天津银监局对金融租赁公司、市商务委对内资融资租赁业务试点企业和外商投资融资租赁公司的监管及服务作用，各相关职能部门要积极协调并相互配合，坚持依法行政、规范审批程序，提高行政效率、全面搞好服务，不断改善融资租赁业发展环境。</p> <p>(二) 东疆保税港区租赁业创新先行先试。根据租赁产业和市场需求，支持东疆保税港区率先推进租赁业功能、政策和制度创新。支持资信良好和业务成熟的融资租赁企业在东疆保税港区设立项目子公司，不设最低注册资本金限制。准予飞机租赁企业以绝对控股方式设立单机项目公司。准予隶属于同一母公司的单机项目公司实行住所集中登记，且与母公司住所相同。准予飞机租赁企</p>	<p>天津市人民政府弁公庁の天津市のファイナンスリース業発展を加速することに関する実施意見 (津政弁発〔2015〕2号)</p> <p>各区、県人民政府、各委、局、各直属単位： 『國務院の生産型サービス業の発展加速により産業構造の調整・高度化を促進することに関する指導意見』(国発〔2014〕26号)、『國務院弁公庁の航空機リース業発展を加速することに関する意見』(国弁発〔2013〕108号)の精神と、市人民政府のリース業発展の促進に関する施策配置を貫徹させ、天津市の航空機リース等ファイナンスリース業務の規模を拡大し、ファイナンスリース業の持続的安定及び健全な発展を促進するために、天津市人民政府の同意を経て、ここに以下意見を提出する。</p> <p>一、行政効率を高め、全面的にサービスを向上させる</p> <p>(一) 政府の職能を転換し、行政効率を高める。ファイナンスリース業を天津市の重点産業にリストアップして優先的に発展させ、ファイナンスリース企業に便利なサービスを提供し、ファイナンスリース業が実体経済の発展を支援する役割を發揮させる。天津銀監局は金融リース会社、天津市商務委員会の中資ファイナンスリース業務試行企業と外資ファイナンスリース企業に対するモニタリング及びサービス機能を十分に發揮し、各関連職能部門は積極的に協調し、協力し合う必要があり、法に則った行政を徹底し、審査批准フローをルール化する。行政効率を高め、全面的にサービスを向上させ、ファイナンスリース業の発展環境を持続的に改善する。</p> <p>(二) 東疆保税港区におけるリース業刷新の先行試行。リース産業と市場の発展ニーズに基づき、東疆保税港区が率先してリース業に係る機能、政策と制度刷新を推進することを支援する。信用度が高く、かつ業務が軌道に乗っているファイナンスリース企業が東疆保税港区でプロジェクト子会社を設立することを支援し、最低登録資本の制限を設けない。航空機リース企業が絶対的持株支配方式にて単一航空機プロジェクト企業を設立することを許可する。同一親会社に所属する単一航空機プロジェクト企業が住所集中登記を行</p>

业设立飞机专业子公司，飞机专业子公司可
持续经营多个飞机项目。做好东疆保税港区
限时办理租赁企业设立、登记、备案服务试
点工作，规范金融租赁公司、内资融资租赁
业务试点企业和外商投资融资租赁公司的行
政许可审批事项、办理程序和办结时限。各
行政审批部门要设置专门窗口、安排专业人
员，在限定时间内办结有关行政许可审批事
项。

(三) 售后回租业务权属和权证办理。融资
租赁企业与承租人签署租赁合同开展租赁业
务，涉及的融资租赁物权属有明确登记主管
部门的，应向相关登记主管部门提出租赁物
权属变更、权属转移、权属转让申请；登记
主管部门要及时受理申请，办理登记、公示、
确认等有关手续并发证。各登记主管部门要
公示租赁登记申报材料、简化登记流程、提
高登记效率，在规定时限完成租赁不动产权
属变更登记和动产抵押变更登记等手续。

(四) 租赁企业租赁物进出口通关。天津海
关设立绿色通道，便捷通关手续，加快通关
速度，为融资租赁企业发展租赁进出口业务
提供便利化服务。创新跨境租赁异地监管模
式，实施属地申报、口岸验放。加强海关特
殊监管区域主管海关和口岸海关的联动监
管，在东疆保税港区注册的租赁公司通过租
赁方式出口，可在天津东疆保税港区海关申
报，在出口地海关进行验放。在天津滨海国
际机场划设临时区域用于以租赁方式进口飞
机停靠及办理入境相关手续。

(五) 医疗器械设备租赁业务许可。对申请
开办医疗器械设备租赁业务的融资租赁公

司、かつ親会社の住所と一致することを許可する。航空機
リース企業が航空機專業子会社を設立することを許可し、
航空機專業子会社は複数の航空機プロジェクトを継続して
経営できる。東疆保税港区において、リース企業の設立、
登記、備案(届出)に関わる行政サービスを対象に、受理か
ら手続き完了までの期限を設ける試行措置を行い、金融
リース会社、中資ファイナンスリース業務試行企業と外資
ファイナンスリース企業の行政許可審査事項、取扱フローと
受理から完了までの期限をルール化する。各行政審査部
門は専門の窓口を設置し、専門スタッフを配置し、制限時
間内で関連行政許可審査事項を完了させる。

(三) リースバック業務の所有権帰属と権利証書の取扱い。
ファイナンスリース企業と貸借人がリース協議を締結して
リース業務を展開する際、関連ファイナンスリース物件の所
有権帰属について、登記主管部門が明らかな場合、相応の
登記主管部門へリース物件の所有権変更、所有権移転、
所有権譲渡の申請を提出しなければならない。登記主管部
門は遅滞無く申請の受理、登記、公示、確認等の関連手続
を行った上で証明書を発行しなければならない。各登記主
管部門はリース登記申告資料を公示し、登記プロセスを簡
素化し、登記効率を高め、所定の期限内にリース不動産所
有権の変更登記と動産抵当権の変更登記等の手続を完成
させなければならない。

(四) リース企業のリース貨物の輸出入通関。天津税関はグ
リーンゲートを設立し、通関手続きを利便化し、通関スピー
ドを加速し、ファイナンスリース企業の発展のためにリース輸
出入業務に便利なサービスを提供する。クロスボーダーリース
に対する遠隔地管理監督モデルを刷新し、「属地で申
告、通関検問所で検査通関」を実施する。税関特別監督管
理区域の主管税関と検問所税関の連携を強化し、東疆保
税港区で登記したリース会社はリース方式を通じて輸出す
る場合、天津東疆保税港区で通関申告し、輸出地の税関
で通関することができる。天津濱海国際空港にリース方式で
輸入した航空機の停泊および輸入関連通関手続きを行う
臨時エリアを設ける。

(五) 医療器械設備のリース業務許可。医療器械設備のリー
ス業務を申請するファイナンスリース企業に対して、経営場

司，取消经营场所房屋属性、面积和设立仓库等要求，放宽从业人员学历、专业、工作经历等条件，将企业相关设施设备及质量管理文件中部分检查项目作为合理缺陷处理。将医疗器械融资租赁划归区县行政许可事项中的医疗器械经营许可证核发事项，由区县负责实施许可。融资租赁企业对采购的医疗器械产品质量负责，由企业所在地的区县药品监管部门负责监管，每年进行不少于 1 次的现场或书面检查。

(六) 融资租赁企业境外设立项目公司和专业子公司。简化和规范融资租赁企业在境外设立项目公司和专业子公司的审批手续，加快融资租赁企业“走出去”步伐，凡不涉及到敏感国家和地区及敏感行业的，在 3 个工作日内予以备案。

(七) 飞机租赁企业税收政策。积极落实《国务院办公厅关于加快飞机租赁业发展的意见》关于购机环节免征购销合同印花税和《财政部海关总署国家税务总局关于租赁企业进口飞机有关税收政策的通知》(财关税〔2014〕16 号) 关于一般贸易项下进口飞机税收优惠政策。项目公司开展业务前可每季度进行一次纳税申报。境外融资租赁业务出口免税按项目报批。保障飞机租赁企业发票需求。

(八) 融资租赁企业租赁物出口退税。贯彻落实《财政部海关总署国家税务总局关于在全国开展融资租赁货物出口退税政策试点的通知》(财税〔2014〕62 号)，推行东疆保税港区融资租赁货物出口退税政策试点经验。为融资租赁企业办理税务登记、增值税一般纳税人资格认定以及出口退税申报等创造便利条件，出口退税办结时间为 10 个工作日。

所の建物の属性、面積と倉庫設立等に関する規制を撤廃し、従業員の学歴、専門、業務経歴等の条件を緩和し、企業の関連施設・設備および品質管理文書の中の一部検査項目を合理的に不備として処理する。区・県行政許可事項に組入れた医療器械ファイナンスリースにおける医療器械経営許可証発行事項は、区・県政府が実施許可に責任を負う。ファイナンスリース企業は購入した医療器械商品の品質・数量に責任を負い、企業所在地の区・県の医薬品監督管理部門が監督管理に責任を負い、毎年少なくとも一度の現場検査あるいは書面検査を行わなければならない。

(六) ファイナンスリース企業の域外でのプロジェクト会社と専門子会社の設立。ファイナンスリース企業が域外でプロジェクト会社と専門子会社を設立する審査批准(認可)手続きを簡素化・ルール化し、ファイナンスリース企業の“走出去(対外投資)”を加速し、敏感国家、地区および敏感産業に関わらなければ、3 営業日以内に備案手続きを完了させる。

(七) 航空機リース企業の税收政策。『国务院令の航空機リース業の発展を加速することに関する意見』に関連する航空機購入段階での売買契約印紙税の免除と『財政部、税関総署、国家税務総局のリース企業の航空機輸入に係る税收政策に関する通知』(財関税〔2014〕16 号)に関連する一般貿易項目の航空機輸入についての税收優遇政策を積極的に実行する。プロジェクト会社は業務を展開する前に四半期毎に一度納税申告を行うことができる。域外ファイナンスリース業務の輸出免税手続きはプロジェクトごとに申請する。航空機リース企業の発票(インボイス)ニーズを保障する。

(八) ファイナンスリース企業のリース貨物輸出の税金還付。『財政部、税関総署、国家税務総局の全国にファイナンスリース貨物輸出の税金還付試行政策を展開することに関する通知』(财税〔2014〕62 号)を徹底して実行し、東疆保税港区のファイナンスリース貨物輸出の税金還付政策の試行経験を普及させる。ファイナンスリース企業が税務登記、増値税の一般納税人の資格認定及び輸出税金還付申告等の手続きを行い易いような環境を創造する。輸出税金還付手続きの受理から完了までの処理時間は 10 営業日とする。

(九) 新能源汽车财政补贴。融资租赁企业购买纳入工业和信息化部节能与新能源汽车示范推广应用工程推荐车型目录、符合《天津市新能源汽车推广应用实施方案(2013-2015年)》(津政办发〔2014〕103号)相关条件的新能源汽车,按照《天津市财政局天津市科学技术委员会关于印发天津市新能源汽车财政补贴管理办法的通知》(津财建一〔2014〕11号)有关规定,由地方财政与中央财政按照1:1比例给予补贴。补贴资金由市财政局直接拨付汽车生产企业,租赁公司按销售价格扣减补贴后支付。

(十) 上市、挂牌融资租赁企业财政资助。按照《关于支持我市企业上市融资加快发展有关政策》(津政办发〔2012〕59号),对在境内资本市场上市融资和在境外证券交易所上市且所募集资金全部用于在津项目投资的本地企业、重组我市问题上市公司或重组外地上市公司并将上市公司迁入我市的重组方以及在全国中小企业股份转让系统、天津股权交易所、天津滨海柜台交易市场股份公司挂牌交易的本地企业,给予一次性专项补助。企业获得的奖励资金应主要用于奖励对企业上市作出特殊贡献的高级管理人员和有功人员。对于符合专项扶持资金申请条件且申请材料齐备的企业,市金融局收到申请材料后会同市财政局进行审核,15个工作日内予以拨付。

二、做好租赁物权属登记公示查询,保护当事人合法权益

(一) 依法保护租赁物。融资租赁企业和有关当事人要按照《中华人民共和国物权法》、《中华人民共和国合同法》等法律法规,坚持平等保护、物权法定、一物一权、物权公示和物权公信原则。融资租赁企业应当依法办理租赁物权属的登记公示查询,规范融资租赁业务,预防交易风险,依法保护当事人合法权益。

(九) 新エネルギー自動車への財政補助。ファイナンスリース企業が、工業情報化部が定めた省エネと新エネルギー自動車モデルの推進応用プロジェクトの推奨車型リストに含まれ、且つ『天津市新エネルギー自動車推進応用実施プラン(2013-2015年)』(津政弁発〔2014〕103号)の関連条件に合致した新エネルギー自動車を購入した場合、『天津市財政局天津市科学技術委員会の天津市新エネルギー自動車財政補助管理弁法の公布に関する通知』(津財建一〔2014〕11号)の関連規定に基づき、地方財政と中央財政が1:1の比率で補助金を与える。補助金は天津市財政局が直接自動車生産企業に支給し、リース企業は補助金控除後の販売価格にて車を購入する。

(十) 上場、開業するファイナンスリース企業への財政補助。『天津市企業の上場による資金調達の加速発展を支援する関連政策』(津政弁発〔2012〕59号)に基づき、域内資本市場で上場して資金調達を行う天津市企業、域外証券取引所に上場し且つ調達した資金を全額天津のプロジェクトに投資する天津市企業、天津市で問題のある上場会社を再編するあるいは他地域の上場会社を再編して上場会社が天津市に転入する再編側の企業、及び全国中小企業株式譲渡システム、天津持分取引所、天津濱海店頭取引市場株式会社で取引している天津市企業に対し、特定項目補助を一括で与える。企業が取得した奨励金は主に企業上場に特別な貢献をした高級管理者及び功績のある人への奨励に用いなければならない。特定項目補助金の申請条件に合致し、かつ申請資料に不備のない企業に対し、天津市金融局は申請資料を受け取った後、天津市財政局と共同で審査を行った上、15営業日以内に支払いを許可する。

二、リース物件の所有権登記公示調査を行い、当事者の合法的權益を保護する

(一) 法に則ったリース物件の保護。ファイナンスリース企業と関連当事者は『中華人民共和國物權法』、『中華人民共和國契約法』等の法律法規に基づき、平等保護、物權法定、一物一權、物權公示と物權信賴の原則を堅持しなければならない。ファイナンスリース企業は法に則ってリース物件所有權の登記公示調査を行い、ファイナンスリース業務をルール化し、取引リスクを予防し、法に則って当事者の合法的權益を保護する。

(二) 中国人民银行企业征信系统服务。金融租赁公司应根据《征信业管理条例》(国务院令 631 号)、《中国人民银行征信中心关于规范企业和个人征信系统金融机构接入流程的通知》(银征信中心〔2007〕68 号)等相关规定,接入人民银行企业征信系统,按要求报送企业客户相关信息,查询交易对手的信用报告,主要包括企业基本信息、财务信息、贷款违约信息等,防范交易风险。

(三) 中征动产融资统一登记平台服务。根据《中国人民银行关于使用融资租赁登记公示系统进行融资租赁交易查询的通知》(银发〔2014〕93 号)、《天津市动产权属登记公示查询办法(试行)》(津政办发〔2013〕21 号)、《天津市高级人民法院关于审理动产权属争议案件涉及登记公示问题的指导意见(试行)》(津高法发〔2014〕1 号)、《市金融局人行天津分行市商务委关于做好应收账款质押及转让业务登记和查询工作的通知》(市金融局〔2014〕8 号)等相关规定,融资租赁企业可在中征动产融资统一登记平台办理融资租赁物登记、租金等应收账款质押和转让登记,并在开展资产抵押、质押和受让等业务时,查询相关标的物权属状况。金融机构办理资产抵押、质押和受让等业务,应登录中征动产融资统一登记平台查询相关标的物的权属状况。

(四) 市场主体信用信息公示系统服务。融资租赁企业可依据《动产抵押登记办法》(国家工商总局令 2007 年第 30 号),在我市市场监管部门办理动产抵押登记。融资租赁企业和社会公众可申请查询抵押登记信息,对 2014 年 10 月 1 日以后办理的动产抵押登记,可通过市场主体信用信息公示系统查询抵押登记信息。

(二) 中国人民銀行の企業信用調査システムサービス。金融リース企業は『信用調査業管理条例』(国务院令 631 号)、『中国人民銀行信用調査センターの企業と個人信用調査システムの金融機構接続プロセスをルール化することに関する通知』(銀征信センター〔2007〕68 号)等の関連規定に基づき、人民銀行の企業信用調査システムに接続し、要求に基づき法人顧客関連情報を報告・送付したり、取引相手の信用報告を調査したりすることで、取引リスクを防止する。関連情報には主に企業基本情報、財務情報、貸付違約情報等が含まれる。

(三) 「中征動産融資統一登記プラットフォーム」サービス。『中国人民銀行のファイナンスリース登記公示システムを使用してファイナンスリース取引調査を実施することに関する通知』(銀發〔2014〕93 号)、『天津市動産所有権登記公示調査弁法(試行)』(津政弁發〔2013〕21 号)、『天津市高級人民法院の動産所有権争議案件審査および登記公示問題に関する指導意見(試行)』(津高法發〔2014〕1 号)、『天津市金融局、人民銀行天津支店、天津市商務委員會の売掛金の抵当および譲渡業務の登記と調査業務に関する通知』(市金融局〔2014〕8 号)等の関連規定に基づき、ファイナンスリース企業は「中征動産融資統一登記プラットフォーム」にてファイナンスリース物件登記、リース料等の売掛金の抵当・譲渡登記を行い、且つ資産抵当、質権と譲受等の業務を行う時は、関連対象物の所有権状況を調査することができる。金融機構が資産抵当、質権と譲受等の業務を行う時は、「中征動産融資統一登記プラットフォーム」に登録し関連対象物の所有権状況を調査しなければならない。

(四) 市場主体信用情報公示システムサービス。ファイナンスリース企業は『動産抵当登記弁法』(国家工商総局令 2007 年第 30 号)に基づき、天津市場監督管理部門にて動産抵当登記を行うことができる。ファイナンスリース企業と社会大衆は抵当登記情報の調査を申請することができ、2014 年 10 月 1 日以降に行われた動産抵当登記について、市場主体信用情報公示システムを通じて抵当登記情報を調べることができる。

<p>三、加大金融支持力度，便利融资租赁企业融资</p> <p>(一) 发挥银行融资主渠道作用。鼓励银行机构对融资租赁企业实行单独授信，针对租赁项目特点提供融资产品，支持融资租赁企业在符合相关政策规定的前提下，进行境外投资及并购重组。</p> <p>(二) 支持融资租赁企业直接融资。积极支持融资租赁企业以发行金融债券、短期融资券、中期票据、非公开定向融资工具、企业债券及资产证券化等方式融资。对已签订合同尚未交付，但有明确承租人及租赁期限的飞机，可认定为拟发行资产证券化项目的基础资产。支持融资租赁企业通过境内外资本市场上市融资，通过全国中小企业股份转让系统、天津股权交易所、天津滨海柜台交易市场股份公司挂牌融资。鼓励股权投资基金、创业投资基金和保险资金等各类资金进入融资租赁业。</p> <p>(三) 融资租赁企业应收账款融资。支持融资租赁企业利用中征应收账款融资服务平台开展应收账款融资业务，拓宽融资渠道，扩大合格抵质押物的覆盖范围，提高动产融资交易效率。融资租赁企业办理应收账款质押、转让业务，应当对应收账款的权属状况在中征动产融资统一登记平台予以登记公示。</p> <p>(四) 保险机构开展融资租赁保险业务。支持保险机构开展融资租赁保险等信用保险业务，化解融资租赁企业经营风险，提供专业化风险管理服务。鼓励保险机构与银行机构合作，开展信用保险项下保单融资业务，拓宽融资租赁企业融资渠道。</p>	<p>三、金融支持レベルの強化、ファイナンスリース企業融資の利便化</p> <p>(一) 銀行融資の主要の資金調達ルートとしての役割の發揮。銀行からファイナンスリース企業への単独与信限度額の付与、リースプロジェクトの特徴に応じる融資商品の提供を奨励し、関連政策規定に合致するという前提で、ファイナンスリース企業による域外投資および吸収合併再編の実施を支持する。</p> <p>(二) ファイナンスリース企業の直接金融による資金調達の支援。ファイナンスリース企業が金融債券、短期融資証券、中期手形、非公開特定融資ツール、企業債券の発行および資産証券化等の方式による資金調達を積極的に支援する。既に契約を締結してまだ交付していないが、明確な借用人およびリース期限のある航空機に対して、資産証券化される予定のプロジェクトの原資産として認定することができる。ファイナンスリース企業が域内外資本市場を通じて上場による資金調達を行うこと、または全国中小企業株式譲渡システム、天津持分取引所、天津濱海店頭取引市場株式会社を通して公開な資金調達を行うことを支援する。持分投資ファンド、創業投資ファンドと保険資金等の各種資金によるファイナンスリース業への投資を奨励する。</p> <p>(三) ファイナンスリース企業の売掛金による資金調達。ファイナンスリース企業が「中征売掛金融サービスプラットフォーム」を利用して売掛金での資金調達業務を展開することを支援し、資金調達ルートを開拓し、合格抵当物件のカバー範囲を拡大し、動産資金調達の取引効率を高める。ファイナンスリース企業が売掛金の質権、譲渡業務を行う時は、「中征動産融資統一登記プラットフォーム」で売掛金の所有権状況を登記・公示しなければならない。</p> <p>(四) 保険機構のファイナンスリース保険業務の展開。保険機構がファイナンスリース保険等の信用保険業務を行い、ファイナンスリース企業の経営リスクを取り除き、専門的リスク管理サービスを提供することを支援する。保険機構と銀行が協力し、信用保険項目下の保証証券融資業務を展開し、ファイナンスリース企業の融資ルートを開拓することを奨励する。</p>
---	--

(五) 融资租赁企业跨境担保业务。融资租赁企业依法对外提供担保,可自行办理担保合同签约,无须到外汇管理部门办理事前审批手续;向境外支付担保费无须核准,可直接在银行办理购付汇手续。境外公司为融资租赁企业提供本外币贷款(不含委托贷款)担保,融资租赁公司可自行办理担保合同签约。担保履约后,境内金融机构可直接与境外担保人办理担保履约收款。融资租赁企业应在担保履约后 15 个工作日内到所在地外汇管理部门办理短期外债签约登记及相关信息备案。

(六) 外商投资融资租赁公司外汇资本金实行全额意愿结汇。按照《国家外汇管理局关于在部分地区开展外商投资企业外汇资本金结汇管理方式改革试点有关问题的通知》(汇发〔2014〕36 号),搞好外商投资企业外汇资本金结汇管理方式改革试点,注册在滨海新区的外商投资融资租赁公司外汇资本金可以意愿结汇,意愿结汇比例暂定为 100%。

(七) 资产管理公司开展融资租赁企业资产管理业务。按照《财政部银监会关于印发〈金融企业不良资产批量转让管理办法〉的通知》(财金〔2012〕6 号)等有关规定,支持金融资产管理公司和地方资产管理公司以市场化方式批量收购和依法处置融资租赁企业的不良资产。支持地方资产管理公司开展租赁资产托管、风险控制、残值处理和价值维护等专业管理服务。

(八) 简化融资租赁企业对外债权外汇管理。对融资租赁企业开展的对外融资租赁业务实行事后登记,由所在地外汇管理部门办理。融资租赁企业可到所在地银行开立境外放款专用账户,用于保留对外融资租赁租金收入,账户内外汇收入结汇可直接向银行申请办理。融资租赁企业开展对外融资租赁业务,

(五) ファイナンスリース企業のクロスボーダー保証業務。ファイナンスリース企業が法に則って域外保証を提供する場合、自身で保証契約を締結でき、外貨管理部門で事前に認可を取得する必要はない。域外への保証料支払に認可の取得は不要で、銀行で直接に外貨購入・支払手続を行うことができる。域外会社がファイナンスリース企業のために人民元・外貨貸付(委託貸付は含まず)の保証を提供する場合、ファイナンスリース会社が自身で保証契約を締結できる。保証履行となった場合、域内金融機構は直接境外保証人から保証履行代金を受取ることができる。ファイナンスリース企業は保証履行後 15 営業日以内に所在地外貨管理部門で短期外債契約の登記および関連情報の備案を行わなければならない。

(六) 外資ファイナンスリース企業の外貨資本金の全額自由人民元転の実施。『国家外貨管理局の一部地域における外資企業の外貨資本金元転管理方式改革試行を展開する関連問題に関する通知』(匯發〔2014〕36 号)に基づき、外資企業は外貨資本金の人民元転管理方式の改革試行を行い、濱海新区に登録した外資ファイナンスリース企業は外貨資本金を自由に人民元転することが可能で、自由人民元転ができる資本金の比率は暫定的に 100%とする。

(七) 資産管理会社のファイナンスリース企業資産管理業務の展開。『財政部、銀监会の「金融企業不良資産大量譲渡管理弁法」の公布に関する通知』(財金〔2012〕6 号)等の関連規定に基づき、金融資産管理会社と地方の資産管理会社が、市場原理に基づく方式による大量買付と法に則ってファイナンスリース企業の不良資産処理を行うことを支援する。地方資産管理会社がリース資産の受託、リスクコントロール、残値処理と価値保護等の専門管理サービスを行うことを支援する。

(八) ファイナンスリース企業の対外債権外貨管理の簡素化。ファイナンスリース企業が域外ファイナンスリース業務を行う場合、所在地の外貨管理部門にて事後登記手続を行わなければならない。ファイナンスリース企業は所在地の銀行で域外貸付専用口座を開設し、域外ファイナンスリース料収入の留保に用い、口座内の外貨収入の人民元転を直接銀行へ申請できる。ファイナンスリース企業が行う域外

不受现行境内企业境外放款额度限制。

四、发挥中介机构和行业协会作用

(一) 中介机构提供公允全面的第三方服务。支持融资租赁企业与代办中介机构建立委托代办业务关系，包括单项业务的委托代办和打包业务的委托代办。有关部门对代办中介机构办理代办业务，应视同融资租赁企业并予以同样便利和支持。

(二) 中介机构代办行政审批事项。中介机构受融资租赁企业委托代办行政审批事项，要按照规定的事项、流程和时限办结。包括外商投资融资租赁企业设立及变更申请文件的递送，以及批复文件、预赋码、外商投资企业批准证书的领取；企业名称预核准，工商登记，财政登记，公章刻制备案，组织机构代码证，税务登记，对外贸易经营者备案，地税定额或机打发票申领，国税税种登记、增值税一般纳税人资格认定、增值税专用发票申请审批，外商投资企业对内出资义务登记、开设外币资本金账户，海关登记，货物贸易收支名录，以及检验检疫登记等事项。

(三) 中介机构提供相关专业服务。中介机构受融资租赁企业委托提供专业服务，要按照双方签署的合同提供优质高效服务。如产品设计、业务创新、业务咨询、业务辅导、业务撮合、跨境通关、银企对接、税务咨询、纳税申报、申请退税、发票开具、财税管理、权属变更、权属登记、房地产证、企业秘书、人才落户、代理报关（海关登记、年检、货物申报、转关、缴税申报等）、代理报检（首次报检注册登记、电子报检数据录入、代缴报检费用）等业务。

(四) 行业协会发挥自律服务作用。积极推进租赁行业组织建设，鼓励设立飞机、船舶、

ファイナンスリース業務は、現行の域内企業の域外貸付限度額制限を受けない。

四、仲介機構と産業協会の役割の発揮

(一) 仲介機構の公正且つ完全な第三者サービスの提供。ファイナンスリース企業と代弁仲介機構が委託代行の業務関係を構築することを支援する。これは単体業務の委託代行と包括業務の委託代行を含む。関連部門は代行仲介機構が行う代行業務に対し、ファイナンスリース企業が行うものと同様に見なし、同様の利便性と支援を与えなければならない。

(二) 仲介機構の行政審査批准事項の申請代行。仲介機構がするファイナンスリース企業から委託を受けて行政審査批准事項の申請を代行する場合、規定された事項、プロセスと時限に基づき完了させなければならない。具体的には、外資ファイナンスリース企業の設立および変更申請文書の送付、及び批復文書、事前付与番号、外資企業批准証書の受領、企業名称の仮承認の取得、工商登記、財政登記、公章印刻制備案、組織機構コード証の受領、税務登記、対外貿易経営者備案、地税の定額發票或は機械印刷發票の申請受領、国税の税種登記、増値税の一般納税人の資格認定、増値税専用發票の申請、外資企業の対内出資義務登記、外貨資本金口座の開設、税関登記、貨物貿易収支リスト登記、及び検査検疫登記等の事項を含む。

(三) 仲介機構の関連専門サービスの提供。仲介機構はファイナンスリース企業の委託を受けて専門サービスを提供し、双方が署名した契約に基づいて高品質・高効率のサービスを提供しなければならない。具体的には、商品設計、業務刷新、業務調査、業務指導、業務仲介、クロスボーダー通関、銀行と企業の接続、税務調査、納税申告、税金還付申請、發票発行、財稅管理、所有權變更、所有權登記、不動産証、企業秘書、人材戸籍登録、代理通関(税関登記、年度検査、貨物申告、転関、納税申告等)、代理検査申請(初回検査申請の登録登記、検査申請の電子データ入力、検査申請費用の代理納付)等の業務を含む。

(四) 産業協会の自律性の役割の発揮。リース産業の業界団体の構築を積極的に推進し、航空機、船舶、設備、医療

<p>设备、医疗器械、农业器械等专业租赁协会，组织专业培训，制定行业规则，有效发挥服务、指导和自律作用，提升行业自律性，规范行业发展。研究行业发展方向，解决发展面临的突出问题，服务行业发展需求，加强与国内外租赁协会交流合作，引导我市融资租赁企业参与国际竞争。</p> <p>（五）加强对租赁业市场行为的引导。政府职能部门、行业协会要通过开展法律讲座、发布典型案例等多种方式，增强租赁各方的法律意识、契约意识和违约责任意识，确保租赁合同正常履行、市场行为规范合法，引导租赁各方及时通过诉讼或者仲裁等方式解决争议，依法维护自身权益。充分发挥行业协会等组织的作用，及时调处和化解租赁各方的纠纷。围绕租赁行业的发展，依托政府门户网站和大众传媒，着力构建政府领导、主管部门负责、新闻媒体支持、市场主体积极参与的法制宣传体系，努力营造依法经营、诚实守信、违约担责、规范发展的舆论氛围，为促进融资租赁业持续健康快速发展提供良好的法治环境。</p> <p style="text-align: right;">天津市人民政府办公厅 2015年1月28日</p>	<p>器械、農業器械等の專業リース協会の設立を奨励し、専門研修を行い、産業規則を制定し、サービス・指導・自律の役割を有効に発揮し、産業の自律性を高め、産業発展をルール化する。産業の発展方向を研究し、発展が直面する突出した問題を解決し、産業発展のニーズを満たし、国内外リース協会との交流・連携を強化し、天津市ファイナンスリース企業の国際競争への参加を誘導する。</p> <p>（五）リース業の市場行為に対する指導の強化。政府職能部門、産業協会は法律講座の開催、典型案件の公布等の多様な方式を通じて、リース取引に関連する各方の法律意識、契約意識と違約責任意識を強化し、リース契約の正常な履行、市場行為の合法性を確実に保証し、リース取引に関連する各方が遅滞無く訴訟あるいは仲裁等の方式を通じて争議を解決するよう指導し、法に則って自身の権益を保護する。産業協会等の組織の役割を十分に発揮し、遅滞無くリース取引各方の紛争を調停し解決に導く。リース産業の発展については、政府ホームページとマスメディアを基とし、政府が指導し、主管部門が責任を負い、マスメディアが支援し、市場主体が積極的に参加するような法制宣伝体系の構築に注力し、法に則った経営、信義誠実、違反に対する責任負担、発展のルール化に相応しい世論・雰囲気作りに努力し、ファイナンスリース業の持続的且つ健全な快速发展を促進するために良好な法治環境を提供する。</p> <p style="text-align: right;">天津市人民政府办公厅 2015年1月28日</p>
--	---

【日本語参考訳：三菱東京UFJ銀行（中国）トランザクションバンキング部】

- ☞ 弊行が行った日本語参考訳はあくまでも参考にとどめ、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全お客様御自身でご判断くださいますよう、宜しくお願ひ申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わるフロー案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司 トランザクションバンキング部 中国ビジネスソリューション室
上海市浦东新区陸家嘴環路 1233 号匯亞大厦 22 階 照会先：佐藤雄介 TEL021-6888-1666 ext.2028